

山口県における海区漁業調整委員会の委員候補者の評価に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、山口県における海区漁業調整委員会の委員候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、日本海海区漁業調整委員会及び瀬戸内海海区漁業調整委員会の委員候補者（以下「委員候補者」という。）を評価することについて、その過程の公平性及び透明性を確保するため、山口県における海区漁業調整委員会の委員の選任等に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(評価方法)

- 第2 委員候補者の評価は、漁業者又は漁業従事者委員候補、学識経験委員候補及び中立委員候補の区分ごとに、次の各号に掲げる手順に基づき行うものとする。
- (1) 選定委員会の委員は、別表に掲げる評価項目について評価し、その合計点を算出する。
 - (2) 各委員の合計点を合算した評価点によるほか、必要に応じて委員候補者の年齢及び性別並びに漁業者又は漁業従事者が営む漁業種類、操業区域及び住所又は事業場を有する地区に著しい偏りが生じないように配慮し、総合的に評価し、選定委員会の意見とする。
- 2 委員長が必要と認める場合は、委員候補者の面接を行い、当該面接の結果を踏まえて総合的に評価することができる。

(報告)

第3 選定委員会は、前条により評価を行った後、委員候補者の評価結果を記載した報告書を作成し、知事に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和6年7月26日から施行する。

別表

区分	評価項目		評価基準
漁業者又は漁業従事者委員候補	1	漁業に関する識見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業や漁場の利用に関する知識及び知見があるか ・ 漁業に関する経験があり、現場に精通しているか
	2	職務の適切な遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職務内容の理解や職務への意欲があるか ・ 漁業者や地域からの信頼や指導力、調整力があるか
	3	推薦者（個人応募含む）の活動内容や構成員数等	推薦者が地域の漁業者を代表しているか
学識経験委員候補	1	漁業に関する識見	資源管理、漁業経営、漁業制度に関する知識及び知見があるか
	2	職務の適切な遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職務内容の理解や職務への意欲があるか ・ 資源管理や漁業経営、漁業制度などの専門的な立場での判断や発言が期待できるか
	3	推薦者（個人応募含む）の活動内容や構成員数等	推薦者が地域の水産業を代表しているか
中立委員候補	1	漁業に関する識見	漁業に関する知識及び知見があるか
	2	職務の適切な遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職務内容の理解や職務への意欲があるか ・ 中立性があり、利害関係を有せず、公平・公正な立場での判断や発言が期待できるか
	3	推薦者（個人応募含む）の活動内容や構成員数等	推薦者が地域の中立性を有する者を代表しているか